

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、航空自衛隊幹部学校組織規則を次のように定める。

平成6年9月30日

防衛庁長官 玉沢 徳一郎

改正 平成7年3月27日 航空自衛隊訓令第15号 平成28年8月4日 航空自衛隊訓令第53号  
平成18年3月23日 航空自衛隊訓令第5号 令和4年3月31日 防衛省訓令第43号  
平成19年1月5日 防衛庁訓令第1号 令和6年3月19日 防衛省訓令第13号  
平成26年7月31日 防衛省訓令第61号

## 航空自衛隊幹部学校組織規則

航空自衛隊幹部学校組織規則（昭和30年航空自衛隊訓令第7号）の全部を改正する。

（校長）

第1条 航空自衛隊幹部学校（以下「学校」という。）の校長は、空将をもって充てる。

（副校長）

第2条 学校に、副校長1人を置く。

（内部組織）

第3条 学校に、次の3課及び2部並びに航空研究センター及び図書館を置く。

総務課

人事課

計画課

教育部

業務部

（総務課の事務）

第4条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (3) 文書の審査及び進達に関すること。
- (4) 記録及び統計に関すること。
- (5) 地上安全に関すること。
- (6) 秘密保全に関すること。
- (7) 人事課、計画課、各部、航空研究センター及び図書館との連絡に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 損失補償及び損害賠償に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、人事課、計画課、各部、航空研究センター及び図書館の所掌に属しない事項に関すること。

(人事課の事務)

第5条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事に関すること。
- (2) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること。

(計画課の事務)

第6条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- (2) 組織及び定員に関すること。
- (3) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。
- (4) 教育訓練及び調査研究の総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
- (5) 施設及び物品の総合的な管理計画に関すること。

(教育部)

第7条 教育部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学校に入校している隊員（以下「学生」という。）の教育訓練に関すること。
- (2) 教育訓練に関する調査研究に関すること。

(業務部の分課)

第8条 業務部に、次の6課を置く。

庶務課

管理課

サイバー運用課

業務課

会計課

衛生課

(庶務課の事務)

第9条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基地業務の計画及び運用に関すること。
- (2) 郵政に関すること。
- (3) 写真に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(管理課の事務)

第10条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 物品（糧食及び衛生資材を除く。以下この条において同じ。）の管理に関すること。
- (2) 物品の調達要求及び補給に関すること。
- (3) 物品の保管に関すること（サイバー運用課の所掌に属するものを除く。）。)
- (4) 輸送の計画及び実施に関すること。
- (5) 車両の保管、運用及び整備に関すること。
- (6) 施設の維持及び管理に関すること（サイバー運用課の所掌に属するものを除く。）。)
- (7) 消防に関すること。

(サイバー運用課の事務)

第11条 サイバー運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基地通信に関すること。
- (2) サイバー運用に関すること。
- (3) 通信施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 基地用通信器材の保管及び整備に関すること。

(業務課の事務)

第12条 業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給養に関すること。
- (2) 糧食の管理に関すること。
- (3) 糧食の調達要求及び補給に関すること。
- (4) 福利厚生に関すること。
- (5) 共済組合に関すること。
- (6) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

(会計課の事務)

第13条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算、決算及び会計事務に関すること。
- (2) 物品及び役務の調達その他の契約に関すること。
- (3) 給与及び旅費の支給に関すること。

(衛生課の事務)

第14条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理、環境衛生及び防疫に関すること。
- (2) 診療に関すること。
- (3) 衛生資材の管理に関すること。
- (4) 衛生資材の調達要求及び補給に関すること。
- (5) 医務室の運営に関すること。

(航空研究センターの分室)

第15条 航空研究センターに、次の4室を置く。

研究企画管理室  
運用理論研究室  
防衛戦略研究室  
事態対処研究室

(研究企画管理室の事務)

第16条 研究企画管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部隊の運用等に関する調査研究（第24条第2項及び第25条第2項を除き、以下単に「調査研究」という。）の企画及び立案並びに調整に関すること。
- (2) 作戦用シミュレーション・システムの操作及び維持管理に関すること。
- (3) 作戦用シミュレーション・システムによる教育訓練及び分析評価の支援に関すること。
- (4) 調査研究の成果の管理に関すること。
- (5) 調査研究に必要な資料の収集及び整備に関すること。
- (6) 航空研究センターの事務の総括に関すること。

(運用理論研究室の事務)

第17条 運用理論研究室は、調査研究に関する事務のうち部隊の運用等の理論の体系化に関するものをつかさどる。

2 運用理論研究室は、前項に規定する事務のほか、防衛戦略研究室及び事態対処研究室の所掌に属しない調査研究のうち校長から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。

(防衛戦略研究室の事務)

第18条 防衛戦略研究室は、調査研究に関する事務のうち部隊の運用等の基礎となる防衛戦略に関するものをつかさどる。

2 防衛戦略研究室は、前項に規定する事務のほか、運用理論研究室及び事態対処研究室の所掌に属しない調査研究のうち校長から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。

(事態対処研究室の事務)

第19条 事態対処研究室は、調査研究に関する事務のうち次に掲げるものをつかさどる。

- (1) 部隊の運用に関すること(運用理論研究室及び防衛戦略研究室の所掌に属するものを除く。)
- (2) 部隊の運用及び教育訓練から得られる教訓に関すること。

2 事態対処研究室は、前項に規定する事務のほか、運用理論研究室及び防衛戦略研究室の所掌に属しない調査研究のうち校長から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。

(図書館の事務)

第20条 図書館は、図書その他の図書館資料に関する事務をつかさどる。

(部長、センター長、課長、室長及び館長)

第21条 部に部長を、航空研究センターにセンター長を、課に課長を、室に室長を、図書館に館長を置く。

2 総務課長、人事課長、計画課長、部長、センター長又は館長は、校長の命を受け、それぞれ課務、部務、航空研究センターの事務又は館務を掌理する。

3 部の課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

4 航空研究センターの室長は、センター長の命を受け室務を掌理する。

(主任教官)

第22条 教育部に、主任教官7人を置く。

2 主任教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第23条 教育部に、学校教官を置く。

2 学校教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(主任研究官)

第24条 研究企画管理室及び事態対処研究室に、それぞれ主任研究官1人を置く。

2 主任研究官は、研究企画管理室長又は事態対処研究室長の命を受け、オペレーションズ・リサーチに係る調査研究に従事するとともに、当該調査研究に関して研究員の指導を行う。

(研究員)

第25条 研究企画管理室、運用理論研究室、防衛戦略研究室及び事態対処研究室に、それぞれ研究員を置く。

2 研究員は、研究企画管理室長、運用理論研究室長、防衛戦略研究室長又は事態対処研究室長の

命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第26条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定め、航空幕僚長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日航空自衛隊訓令第15号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日航空自衛隊訓令第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成26年7月31日防衛省訓令第61号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月4日防衛省訓令第53号)

この訓令は、平成28年8月8日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日防衛省訓令第43号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日防衛省訓令第13号)

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。